

香川県広告事業実施基準

第 1 趣旨

この基準は、香川県広告事業実施要綱（平成 17 年 10 月 26 日付け 17 政策第 39821 号政策部長通知）第 4 条第 3 項に規定する広告事業の対象範囲、広告料等について定めるものとする。

第 2 広告事業の対象範囲

- 1 広告は、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者を優先し、表示するものとする。
- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 県の指名停止措置を受けている者
 - (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
 - (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示（以下「不当表示」という。）
（合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。）
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表示
 - (12) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの
- 4 3 に定める基準の適用については、広告ごとに具体的判断をするものとし、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を表示することができると認められる場合は、広告主又

は広告代理店に修正、削除等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、修正、削除等に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

第3 広告料

- 1 徴収すべき広告料の額は、類似の取引事例を勘案の上、事前に定めるものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。
- 2 広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収しなければならない。ただし、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）において、当該行政財産の使用料が広告の掲出等の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。
- 3 道路、港湾施設、都市公園等における広告用工作物の設置、広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、1及び2の規定は適用しない。

第4 施行期日

平成17年10月26日